

山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金交付要綱

（通則）

第1条 山梨県子どものための教育・保育給付費（以下「施設型給付費等」という。）地方単独費用補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県行政手続等における 情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45号。以下「条例」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第9条に基づき市町村が負担する施設型給付費等のうち、法第19条第1号に定める小学校就学前認定子ども（以下「1号認定子ども」という。）に係る地方単独費用に対し補助を行うことにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

（交付対象）

第3条 この補助金は、市町村が行う次の区分ごとの施設型給付費等の支給等に要する費用を対象とする。

（1）施設型給付費等

ア 法附則第9条第1項第1号の規定に基づく施設型給付費（都道府県又は市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）

イ 法附則第9条第1項第2号の規定に基づく特例施設型給付費（都道府県又は市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）

（2）地域型保育給付費等

法附則第9条第1項第3号の規定に基づく特例地域型保育給付費

（補助額の算定方法）

第4条 この補助金の補助額は、予算の範囲内において次の区分ごとに算出された額の合計額の二分の一以内とする。

（1）施設型給付費等のうち1号認定子どもに係るもの

ア 施設型給付費

法附則第9条第1項第1号ロに掲げる市町村が定める額

イ 特例施設型給付費

（ア）特定教育・保育

法附則第9条第1項第2号イ（2）に掲げる市町村が定める額

（イ）特例保育

法附則第9条第1項第2号ロ（2）に掲げる市町村が定める額

(2) 地域型保育給付費等のうち1号認定子どもに係るもの

ア 特別利用地域型保育

法附則第9条第1項第3号イ(2)に掲げる市町村が定める額

イ 特例保育

法附則第9条第1項第3号ロ(2)に掲げる市町村が定める額

- 2 前項の算出にあたり、法附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)及びロ(1)、同項第3号イ(1)及びロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)」第10条から第12条によるものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- 一 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 二 事業の執行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- 三 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を超過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 四 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返納させることがある。
- 五 事業により取得し、又は効力の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 六 事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれかの長い日まで保管しておかななければならない。

(申請手続)

第6条 市町村長は、補助金の交付申請を行う場合には、山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金交付申請書(第1号様式)により、知事が別に定める日までに所管の保健福祉事務所に提出しなければならない。

- 2 保健福祉事務所長は、市町村長から前項の申請書の提出があった場合には、内容を審査し、適正であると認めたときは、山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金交付申請書審査結果通知（第2号様式）により知事に提出するものとする。

（変更交付申請）

第7条 市町村長は、補助金の交付決定後の事情の変更により、年間所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金変更交付申請書（第3号様式）により、知事が別に定める日までに所管の保健福祉事務所長に提出しなければならない。

- 2 保健福祉事務所長は、市町村長から前項の申請書の提出があった場合には、内容を審査し、適正であると認めたときは、山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金変更交付申請書審査結果通知（第4号様式）により知事に提出するものとする。

（交付決定）

第8条 知事は、予算の範囲内において、補助金の交付決定を、子どものための教育・保育給付費交付金交付要綱に基づく交付の決定又は決定の変更後に行うものとする。

- 2 知事は、補助金の交付決定を行った場合は、山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金交付決定通知書（第5号様式）、決定の変更を行った場合は、山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、決定内容及びこれに付された条件を、市町村長に対して速やかに通知するものとする。

- 3 市町村長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から通知に定める期日までにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第9条 補助金は、精算払いとする。

（実績報告）

第10条 市町村長は、補助金の事業実績の報告を、山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金事業実績報告書（第7号様式）により、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度4月10日（第5条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに、所管の保健福祉事務所長に提出しなければならない。

- 2 保健福祉事務所長は、市町村長から前項の申請書の提出があった場合には、内容を審査し、適正であると認めたときは、山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金事業実績報告審査結果通知（第8号様式）により知事に提出するものとする。

（額の確定）

第 11 条 知事は、前条による実績報告書の提出があった場合には、補助金の額を確定し、山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金交付額確定通知書（第 9 号様式）により市町村長に通知をするものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市町村長に対して、期限を定めてその超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

（事業実績報告の訂正）

第 13 条 知事が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合には、市町村長は、速やかに山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金事業実績報告訂正書（第 10 号様式）により所管の保健福祉事務所に提出しなければならない。

2 保健福祉事務所長は、市町村長から前項の申請書の提出があった場合には、内容を審査し、適正であると認めたときは、山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金事業実績報告訂正書審査結果通知（第 11 号様式）により知事に提出するものとする。

3 実績報告の訂正に伴うその他の手続等については、第 10 条に定めるところに準じて行うものとする。

（その他）

第 14 条 補助金の交付に当たっては、前条までに規定するところのほか、次の各号に定めるところによるものとする。

一 特別の事情により、この交付要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

二 市町村長が知事に提出すべき書類の部数は、正本 1 部、副本 1 部とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第 15 条 市町村は、第 5 条第 1 号及び同条第 2 号に基づく計画中止・廃止の報告、同条第 3 号に基づく財産処分の申請、第 6 条の規定に基づく交付の申請、第 7 条に基づく変更交付の申請、第 10 条に基づく実績報告、又は第 13 条に基づく実績報告の訂正については電子情報処理組織を使用する方法（条例第 3 条の規定に基づき知事が定めるものをいう。）により行うことも可とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 16 条 知事は第 5 条に基づく承認、第 6 条及び 7 条の規定により行われた交付申請等に

係る第8条に基づく通知、第11条に基づく通知又は第12条に基づく返還命令については、補助事業者が書面等による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年5月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年10月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年8月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年10月14日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

この要綱は、令和5年9月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年9月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。